株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年七月三十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年六月二十日

東京都板橋区蓮沼町五一番一号

株式会社加藤製作所

代表取締役　加藤　美和

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である野見山卓哉が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年六月二十日

兵庫県西宮市神垣町一〇番三一―二〇四号

ハムワージィコンバッションエンジニアリングリミテッド

日本における代表者　野見山卓哉

限定承認公告

本籍札幌市中央区南七条西八丁目一〇二四番地、最後の住所札幌市西区八軒五条東一丁目四番一二号　被相続人　亡　柏谷　英俊

右被相続人は平成二十四年三月七日死亡し、その相続人は平成二十四年六月十一日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十日

札幌市中央区大通西一〇丁目南大通ビル九階　長田法律事務所

相続財産管理人柏谷聡子

代理人弁護士　長田　正寛

同　福田　光宏

限定承認公告

本籍大阪府枚方市三矢町三一二番地、最後の住所東京都目黒区洗足二丁目二四番二二号フラワーハイツ　被相続人　亡　柴田　坦

右被相続人は平成二十三年十一月二十四日死亡し、その相続人は平成二十四年六月十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十日

東京都目黒区洗足二丁目二四番二二号フラワーハイツ　相続財産管理人　柴田　昌平

限定承認公告

本籍東京都国立市西二丁目一五番地の一七、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　酒井　知子

右被相続人は平成二十三年十一月二十日死亡し、その相続人は平成二十四年六月五日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十日

東京都国立市西二丁目一五番地の一七

相続財産管理人　酒井　與二

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市中区山手町二六三番地二、最後の住所横浜市中区山元町四丁目一七三番地三根岸森林公園ハイツ三〇三号室　被相続人　亡　王子　忠博

右被相続人は平成二十四年二月十二日死亡し、その相続人は同年五月十日横浜家庭裁判所にて限定承認の申述をし、同年六月八日に受理されたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十日

東京都千代田区神田和泉町一の九の一菱和パレス秋葉原駅前九〇六　岡本総合法律事務所

相続財産管理人王子富幸

代理人弁護士　岡本　光樹

限定承認公告

本籍神奈川県川崎市川崎区境町一〇番地、最後の住所川崎市川崎区渡田二丁目七番九号サカエマンション一〇二号　被相続人　亡　中島　昭五

右被相続人は平成二十四年一月二十五日死亡し、その相続人は平成二十四年六月六日横浜家庭裁判所川崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十日

川崎市川崎区渡田二丁目七番九号サカエマンション一〇二号

限定承認者　中島　敏夫

限定承認公告

本籍大阪府堺市堺区北旅籠町東二丁二番地、最後の住所埼玉県富士見市大字上南畑一九三七番地二　被相続人　亡　清水　一宏

右被相続人は平成二十三年十二月二十五日死亡し、その相続人は平成二十四年六月十二日さいたま家庭裁判所川越支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十日

大阪府堺市堺区北旅籠町西二丁二番七号

相続財産管理人　清水　美輝

訂正公告

平成二十四年六月十二日（号外第一二七号）掲載の株式会社南勢セラミックに係る第十一回決算公告（枠組）中、「固定負債　10,854」とあるは「固定負債　11,854」の誤りにつき訂正します。

平成二十四年六月二十日

三重県度会郡南伊勢町斎田九一―一七

株式会社南勢セラミック

代表取締役　伊藤　利治

正誤

ページ	段	行	誤	正
八三	下	終りから一四	係わるもの	係るもの

平成二十四年三月二十八日（号外第七十号）公布文部科学省令第八号（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

八三ページ上段四行目と五行目の間の罫線を削る。

ページ	段	行	誤	正
八三	下	九	第26の2第1項	第26条の2第1項

平成二十四年三月二十九日（号外第七十二号）

厚生労働省告示第百八十三号（介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件）

（原稿誤り）

七三ページ下段終りから二〇行目から一三行目までは次のとおりの誤り。

「に限る。以下同じ。）」を加え、同1中㈢を削り、㈢を㈡とし、㈣を削り、同号2を次のように改める。

2　各年度における地域支援事業の量の見込み

各年度における地域支援事業に係る事業の種類ごとの量の見込みを定めるとともに、その算定に当たっての考え方を示すこと。

なお、介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合にあっては、介護予防・日常生活支援総合事業とする。以下この2において「介護予防等事業」という。）については次のとおりとすること。

㈠　介護予防等事業対象者数の見込み

介護予防等事業に係る事業の量の見込みを定めるに当たっては、介護予防等事業の対象者数の見込みを定めるとともに、その算定に当たっての考え方を示すこと。この場合においては、別表第三を参考として、地域の実情に応じて定めること。

㈡　二次予防事業の対象者の把握

介護予防等事業の実施に当たっては、二次予防（要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる高齢者を早期に発見し、早期に対応することをいう。）に係る事業の対象者の生活機能低下を早期に把握し、そのような高齢者を速やかに地域包括支援センターに紹介し、介護予防等事業を利用できるように導くことが重要である。このためには、各市町村において全ての第一号被保険者（要介護者及び要支援者を除く。）に対して実施される実態把握や要介護認定非該当者等の把握、関係機関からの連絡等により、生活機能が低下した高齢者を早期に把握できるよう体制を整備することが望ましい。

第二第二号3から7までを削り、同号の次に次の一号を加える。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月二十日付第一三四号一

二八ページ●同日付政府調達第一一六号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）